

○小林委員 私の方からは、三つのテーマについてお伺いをさせていただきます。

初めに、緑施策についてお伺いをいたします。

文明の発展に比例して失われてきたものが、自然であり、緑といっても過言ではありません。フランスの著名な彫刻家のロダンは、自然を無理強いしてはいけない、自然を歪曲することは恐ろしいとの言葉を残しましたが、ある意味、自然を無理強いし、自然を失った結果、私たちは新たな課題に直面し、再び自然を、緑を復活させる取り組みが急務となっております。

地球レベルでは、年間七百三十万ヘクタールの森林が減少。東京におけるみどり率は、平成十五年の時点で、区部が二〇%、多摩が六九・八%であり、都全体では五二・四%であったのに対し、平成二十年では、区部で一九・六%、多摩で六七・四%、都全体では五〇・七%となっています。依然として、ひたひたと緑が失われている現状にあって、都として、緑の保全、創出のために今日までさまざまな取り組みを推進してこられたと思います。

昨年五月には緑施策の新展開を策定し、緑を守る、つくる、利用するとの観点で全庁的な取り組みを開始しましたが、特に環境局の役割は重要であると思います。今ある緑をこれ以上喪失しないよう、保護に万全を期していくことはもちろんのこと、失った緑を、新たに知恵を絞っていかに創出していくかが極めて大事な課題であります。

緑の創出という観点では、緑の拠点となる公園、緑地の整備拡大、学校の芝生化の推進、公園や緑地、幹線道路の街路樹、緑化した河川を結ぶグリーンロードネットワークの充実の推進など、さまざまな取り組みがありますが、その中でも、とりわけ環境局が主体となって取り組む緑化計画書制度が、実効性という点からもさらなる推進が必要であると考えます。

本年一月に策定した「二〇二〇年の東京」へのアクションプログラム二〇一三においても、規制、誘導による緑化の促進として位置づけられています。

そこで、改めてではありますが、緑化計画書制度の概要についてお伺いをいたします。

○笹沼自然環境部長 都は、緑あふれる都市東京の再生を目指しまして、市街地における緑化を推進するため、東京における自然の保護と回復に関する条例に基づき、一定規模以上の建築行為に対し一定割合の緑地面積の確保を図る緑化計画書の届け出を義務づけております。

民間施設では千平方メートル以上の、公共施設では二百五十平方メートル以上の敷地における建築行為を届け出の対象としておりまして、緑化する面積割合については、民間の施設でいいますと、二千五百平方メートル未満の敷地で建築行為を行う場合、建物を建てない部分の敷地面積の二〇%と、屋上の利用可能な部分の面積の二〇%を緑化する必要がございます。敷地面積が五千平方メートル以上になりま

すと、これに緑化率が五%加算されまして、建物を建てない部分の敷地面積と、屋上の利用可能な部分の面積のそれぞれ二五%を緑化する必要がございます。

また、大規模な都市開発案件に適用されます総合設計制度等の都市開発諸制度を活用した建築物につきましては、さらに一〇%高い割合の緑化を求めています。

○**小林委員** 実際、都心部などのオフィスビル街を歩いておられますと、各ビルの敷地内にはしっかりとした植栽が施されていることに気づかされることもたくさんございます。

高度に都市機能が集積し、緑化が可能なスペースが限られている東京において新たな緑を創出することは、そう簡単なことではありませんが、活用できるものは知恵を生かして活用していくとの視点で、屋上や壁面など建築物上のスペースを利用して緑化を図っていくことは、都市空間に緑を創出する手法の一つとして充実、推進をしていかなければならないと思います。

今、ご答弁で、都は、敷地での緑化とともに、屋上などの緑化を義務づけているとのことでしたが、これまでの屋上などの緑化の実績について伺います。

○**笹沼自然環境部長** 直近の平成二十四年度では、緑化計画書制度に基づく屋上等の緑化に係る計画の届け出は四百一件、面積は約十八・四ヘクタールとなっております。

また、緑化計画書制度が施行されました平成十三年度から平成二十四年度までの十二年間の累計では、計画の届け出は五千百七件、面積は約百六十三・五ヘクタールとなっております、日比谷公園の十個分強の緑が新たに創出されたこととなります。

○**小林委員** ありがとうございます。

二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定しましたが、その立候補ファイルにおける環境ガイドラインの基本的な柱の一つとして、二〇二〇年東京大会は、都市の緑化を促進させる契機にもなり、自然環境と共生する快適な都市環境をより楽しめるようになると記載されています。

また、東京都内の緑の創出については、東京都の旧長期計画「十年後の東京」に位置づけられていたが、この計画のもと、既に四百六十三ヘクタールの新たな都市公園や植樹などの緑地が創出されている、「二〇二〇年の東京」のもとでは、二〇二〇年までには五百三十七ヘクタールが創出される、大規模緑地とそれをつなぐ緑の回廊は、多様な生物が息づく自然環境に特別に配慮しながら形成されるとも述べられております。

二〇二〇年に向けて、東京の緑の創出は関係各局が総力を挙げて取り組むべき課題でございますが、先ほどのご答弁で、緑化計画書制度における屋上などの緑化だけで、十二年間で日比谷公園十個分とありましたので、二〇二〇年までの七年間に

においても、着実な緑の創出に向けての取り組みをぜひともお願いしたいと思います。

次に、家庭における省エネ、節電の取り組みについてお伺いします。

都はこれまで、CO₂削減の取り組みとして、大規模事業所に対してのキャップ・アンド・トレード制度など先駆的な取り組みを実施してきましたが、都における温室効果ガス排出量の三割は家庭部門が占めており、家庭での省エネ、節電の取り組みも大変重要であります。特に東日本大震災以降はその対策が急務となったわけですが、都は、東日本大震災以前から、家庭向けの省エネ、節電対策として、企業、団体と連携してその対策に取り組んでこられたことと思います。

家庭における省エネ、節電行動の推進は、その普及啓発という取り組みが主であるかと思いますが、これまでの都の取り組みの状況についてお伺いいたします。

○山本都市地球環境部長 都は、家庭部門対策として、平成二十一年度から、企業、団体と連携して、家庭からの申し込みを受けて専門家を派遣する省エネ診断員制度を開始いたしました。

また、その仕組みを活用して、平成二十三年度からは、震災後の緊急節電対策として、都が認定したエネルギー供給会社等の団体のスタッフが法定点検等で家庭を直接訪問する際に、すぐに取り組める節電対策をパンフレットで説明する節電アドバイザー事業を実施いたしました。昨年度は、五千四百人のアドバイザー等により約十七万件の戸別訪問を実施し、季節に応じた冷蔵庫の温度設定など、実態に即した省エネ、節電対策の提案を行うとともに、各種講座やイベント等で、約二万五千人を対象に省エネ、節電対策をわかりやすく説明いたしました。

○小林委員 震災以降、各家庭での省エネ、節電の意識が高まり、取り組みは進んできていると思います。

都が実施している温室効果ガスの排出量調査によりますと、平成二十三年度のCO₂排出量は、前年度比で減少はしているものの、長期的にはまだ増加傾向にあるといえます。このため、もう一步踏み込んだ対策を実施する必要があると考えます。

都は、節電アドバイザー事業を実施する中で、どのような新たな課題が見えてきたのか、見解をお伺いします。

○山本都市地球環境部長 震災以降の節電意識の高まりを背景に、家庭への戸別訪問などにおいて、LEDランプに取りかえる場合の明るさの選び方や、窓ガラスの遮熱フィルムの費用対効果など、これまでよりも個別具体的な内容の質問がふえてまいりました。

このため、今年度から、省エネ診断員制度と節電アドバイザー事業を一体的に運用するとともに、戸別訪問での家庭からの声を踏まえて、配布するパンフレットの内容を見直し、アドバイス内容の質の向上を図っております。

今後とも、こうした取り組みを通じて、家庭の省エネ、節電行動の一層の推進を図ってまいります。

○**小林委員** 震災以降の省エネ、節電意識の高まりの中、先ほどご答弁にもありました、平成二十三年六月から実施された節電アドバイザー事業を私も活用いたしまして、地域の会合に節電アドバイザーに来ていただきまして、講演をお願いしました。大変に好評でありました。

都は、本年度から家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業を開始し、家庭のエネルギー管理システム、HEMSの導入に合わせた蓄電池や家庭用燃料電池の導入を支援する新たな施策に取り組んでおりますが、地道なようであっても、省エネ、節電の普及啓発は、継続的に粘り強く取り組んでいくべき運動であると思います。

今後とも、アドバイスの質の向上を図るとともに、地域の町会や自治会などで積極的に活用してもらうためにも、家庭の省エネアドバイザー制度自体の普及をさらに促進していただきたいと思います。

最後に、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロス対策についてお伺いします。

日本国内において廃棄される年間の食品量は約一千八百万トンで、食料消費全体の約二割に当たるそうでございます。このうち、期限切れの食品や食べ残し、売れ残りなどで廃棄される食品ロスの問題が昨今大変大きな問題となっております。

都は、平成二十五年度から食品ロス対策の取り組みを強化しましたが、どのような問題意識から取り組みを強化することとしたのか、見解をお伺いします。

○**齊藤廃棄物対策部長** 国の推計によりますと、小売店や飲食店などの食品関連事業者において、売れ残りや食べ残し、賞味期限前でも販売をやめる商慣習などによりまして、ただいまお話のありました、本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる食品ロスの量は年間三百万トンから四百万トンあるとされております。これは日本の年間米生産量の約半分にも上ります。食品ロスの削減は極めて重要であると考えております。

国におきましては、平成十三年度に食品リサイクル法を施行し、食品廃棄物の発生抑制、リサイクルに取り組んできましたが、残念ながら、リサイクルの取り組みに比べて、発生抑制の取り組みは進んでこなかったと認識しております。

都には、食品ロスの発生元となっている小売店や飲食店が集積しておりますので、これまで取り組んでまいりました食品ロス削減の普及啓発や、臨海部においてスーパーエコタウン事業として実施してきた食品リサイクルの取り組みなどをさらに推進する必要があると認識し、取り組みを強化することとしたものでございます。

○**小林委員** 今、食品関連事業者の食品ロスの量は年間三百万トンから四百万トンあり、日本の年間米生産量の約半分にも上るというご答弁がございましたけれども、私も調べてみましたところ、家庭系も合わせた食品ロスは、平成二十二年度の推計によりますと、年間五百万トンから八百万トンあるとのデータもあり、日本の米の年間収穫量が昨年約八百五十万トンでありましたので、これに匹敵する数字があり

ます。

また、世界各国から発展途上国への食料援助量が、平成二十三年で年間三百九十万トンでありましたので、日本国内における膨大な食品ロスの実態が浮き彫りになっております。

このような実態の中、食品関連事業者が排出する事業系廃棄物の食品ロス発生量が減少しない理由の一つとして、三分の一ルールがあるというふうにいわれてございます。三分の一ルールは、賞味期限までの三分の一を過ぎた商品を小売店が引き取らないという、長年にわたって広く定着している流通現場での慣習であります。日本においてメーカー、卸、小売という流通過程がある中で、小売業者は、できるだけ新鮮な商品を買いたいという意向が働きます。そのような中で、納品の期限を過ぎた商品を、小売業者は卸業者に受け取りを拒否することができるというルールがこの三分の一ルールでございます。このルールにより受け取り拒否された商品は大半が廃棄され、食品ロスという形になっています。

この三分の一ルールについては、国や食品業界の見直しに向けた具体的な取り組みが始まり、試行的に納品の期限を三分の一から二分の一へと緩和して、食品ロスの削減効果を検証するというプロジェクトがこの八月から始まったと聞いておりますが、都としても、家庭系食品ロスを含め、具体的な取り組みを急ぐ必要があると考えます。

そこで、都は今年度、食品ロスの削減に向けてどのような取り組みを行っているのか、伺います。

○齊藤廃棄物対策部長 都は今年度、都内の食品関連事業者における食品廃棄物の排出実態などを把握するため、事業系食品廃棄物の排出実態調査を実施しております。年内には調査結果を取りまとめる予定でございます。この調査結果を踏まえ、都内における食品関連事業者の実態に合った食品ロス削減対策を検討してまいります。

また、食品ロスの発生原因である飲食店における食べ残しや小売店における賞味期限を過剰に意識した購買行動などについては、都民の皆様のご理解、協力がなければ解決することは難しいと考えております。

このため、都は、本年十月に、新宿西口広場で開催された消費者向けのイベントにおきまして、食品ロス削減に関する展示等を実施いたしました。

さらに、今後でございますが、十一月二十六日には、食品ロスの実態の周知や、賞味期限が近い食品などをメーカーなどから引き取り、福祉施設などへ無償提供するフードバンク事業などの取り組みを知っていただくためのシンポジウムを展開するなど、都民の皆様へのさらなる普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○小林委員 ありがとうございます。

東京都としても、この平成二十五年度から本格的に取り組みを開始されたということもございますし、また、実態調査に今、取り組んでいるとのことでございます。

その調査結果を待ち、注視していきたいと思いますが、その調査結果を踏まえて、食の大消費地である東京の先駆的な取り組みをぜひとも期待したいというふうに思います。

その際、まずは隗より始めよで、都庁や都の関連施設における食堂などから排出される食品ロスの実態も調査をしていただき、必要とあらば、当然のことながら食の安全を確保しつつ縮減に取り組んでいくことをぜひご検討いただきたいと思います。私を代表して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。